



なすしおばら

令和7(2025)年12月20日号

消費者だより 第52号

●発行 那須塩原市交通防犯課(☎0287-62-7126) Email koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp

模倣品や粗悪品に注意しましょう！

～少しでも怪しいと思った広告やサイトで注文をするのはやめましょう～



メール QR コード

有名なブランド品や人気の品物がセール価格としてとても安く売っている広告に惹かれ、購入をすると偽物の商品が届いてしまう。このような、事例が那須塩原市消費生活センターにも相談されています。これから冬のセールで欲しい商品が安くなり、つい購入をしてしまいますが、本当に安全な広告、サイトなのかをよく確認し、少しでも怪しいと思ったら購入をしないようにしましょう。

○トラブルに遭わないための確認ポイント

- ・サイト内の日本語が正しく表記されているか。
- ・ブランド、メーカー品が大幅に割引され価格が不自然ではないか。
- ・実際には存在しない型番が記載をされていないか。
- ・サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が載っているか。
- ・住所や電話番号の表記はあるがおかしな点がないか。(無関係の住所や番号)
- ・キャンセル、返品、返金のルールの記載があるか。
- ・少しでも不安だなと思ったら、消費生活センターにも相談してみましょう。



那須塩原市消費生活センター ☎0287-63-7900

2025年度那須塩原市「消費生活展」 2月15日(日)開催!

2025年度那須塩原市「消費生活展」を、まちなか交流センターくるるにて開催します。
講演会や出展ブースを通して消費生活問題の啓発や親子で楽しめる体験コーナーを実施する予定です。

また、同会場で小中学生がウェルビーイングについて描いてくれたポスター展示や表彰、補助金を活用して活動した団体の事例発表を行う「うえるる協働のつどい2025」も開催します。

詳細は、市ホームページにて随時公開していきます。是非、お越しください！

○日 時：2月15日(日)午前10時～午後3時

○場 所：まちなか交流センターくるる(本町6-32)

※催し物の内容は変更することがあります



消費生活展 うえるる協働のつどい
ホームページは随時更新します！

消費者講座

「相続について～基礎知識を学ぶ～」

を開催しました

消費生活に役立つ情報をお届けする「消費者講座」を、11月11日（火）にいきいきふれあいセンターにて那須塩原市消費生活推進連絡会との共催で開催しました。

今回は、「相続について～基礎知識を学ぶ～」をテーマに、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部の司法書士 竹田知史様を講師にお招きして、相続の基礎知識について事例も交えながら学びました。

相続はこれから始めてよいかわかりにくいものですが、事例を用いながらわかりやすくご説明いただきました。

参加者の皆様からは「相続の準備をするきっかけができました」、「基本的なことがわかり、大変参考になりました」等の感想をいただきました。



▲講座の様子

うまい儲け話にご注意を！



SNSで「必ずもうかる」、「簡単なタスクをするだけ」等とうたう広告を見かけることがあります。そして、高額な報酬を得るために一度お金を振り込まないといけないといわれてお金を振り込み、その後も何かの理由をつけてはお金を振り込む必要があるといわれて、最終的には高額な報酬を得られなかつたというような事例があります。

また、そのような広告の中には有名人の写真が使われていることもあります。一見すると信用できるように見えることもあります。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるため、うのみにすることはしないようにしましょう。

万が一、トラブルにあってしまった際には那須塩原市消費生活センターに相談しましょう。